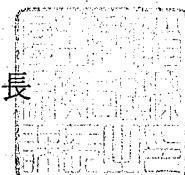


保医発0930第5号
平成23年9月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(43)を(44)とし、(32)から(42)までを(33)から(43)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32) IgA-H-E抗体価(定性)
IgA-H-E抗体価(定性)は、「23」の抗アニサキス IgG・A抗体価に準じて算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014の(13)中「ELISA法」を「ELISA法又はCLEIA法」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(17)を(19)とし、(10)から(16)までを(12)から(18)とし、(9)中「核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法」を「核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法」に改め、同(9)を同(11)とし、同(5)から同(17)までを同(7)から同(19)までとし、同(4)の次に次の

ように加える。

(5) レジオネラ核酸同定検査

レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。

(6) マイコプラズマ核酸同定検査

マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医第0305第1号)

		改 正	後	
別添 1	医科診療報酬点数表に関する事項			
第 2 章 特掲診療料	第 3 部 検査	別添 1	現 行	医科診療報酬点数表に関する事項
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	(1) ~ (31)	D 0 1 2 感染症免疫学的検査	(略)	第 2 章 特掲診療料
(32) IgA - HE 抗体価 (定性) IgA - HE 抗体価 (定性) は、「23」の抗アニサキス IgG・A 抗体価に準じて算定する。	(略)	(32) ~ (43)	(略)	第 3 部 検査
D 0 1 4 自己抗体検査	(1) ~ (12)	D 0 1 4 自己抗体検査	(略)	D 0 1 2 感染症免疫学的検査
(13) 「18」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO - ANC A) は、ELISA 法又は CLE I A 法により、急速進行性球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。	(略)	(1) ~ (31)	(略)	(1) ~ (31)
D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査	(1) ~ (4)	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査	(略)	D 0 1 2 感染症免疫学的検査
(5) レジオネラ核酸同定検査 レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びグラミジアトランマチス同時核酸増幅同定検査に準じて	(略)	(1) ~ (4)	(略)	(1) ~ (4)

算定する。

(6) マイコプラズマ核酸同定検査
マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及び
クラミジアトロコマチス同時核酸増幅同定検査に準じ
て算定する。

(7)～(10) (略)

(11) 「7」の結核菌群核酸同定検査は、核酸増幅と液相
ハイブリダイゼーション法による検出、LCR法によ
る核酸増幅とEIA法による検出を組み合せた方法
又はLAMP法による。
なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患
者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定
できる。

(12)～(19) (略)

(5)～(8) (略)

(9) 「7」の結核菌群核酸同定検査は、核酸増幅と液相ハ
イブリダイゼーション法による検出又はLCR法によ
る核酸増幅とEIA法による検出を組み合せた方法
による。
なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患
者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定
できる。

(10)～(17) (略)